

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

秋田市議会議長 菅 原 琢 哉

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（公印および電子署名）」に改め、同条第1項中「軽易な文書」を「軽易な文書および電磁的記録」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 2 電磁的記録であって総務課長が必要と認めるものには、電子署名を行わなければならない。
- 3 前項の規定により電子署名を行おうとするときは、電子署名を行おうとする電磁的記録に係る決裁を終えた起案文書を総務課長に提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。